

【医療保険】

訪問看護 ご利用料金表

基本項目		利用者負担金			サービス内容	
		負担額1割	負担額2割	負担額3割		
基本項目	基本療養費Ⅰ	555円	1,110円	1,665円	週3日目まで	
		655円	1,310円	1,965円	週4日目以降	
		555円	1,110円	1,665円	理学療法士による場合	
	管理療養費	1,323円	2,646円	3,969円	1日目	
		300円	600円	900円	2日目から	
	24時間対応体制加算	680円	1,360円	2,040円	24時間連絡・必要に応じ緊急訪問が可能な体制 ※月1回を限度	
	ベースアップ評価料Ⅰ	78円	156円	234円	訪問看護管理療養費を算定している利用者 ※月1回を限度	
	情報提供療養費1	150円	300円	450円	連携の為市町村若しくは都道府県または指定相談支援事業者等への情報提供 ※月1回を限度 (厚生労働大臣が定める疾病の者・特別な管理を必要とする者・精神障害を有するもの又はその家族・18歳未満の児童)	
	情報提供療養費2	150円	300円	450円	上記のうち医療的ケアが必要な18歳未満の児童が通う保育所及び幼稚園、または学校への文書での情報提供を行った場合 ※医療的ケアの実施方法等を変更した月については当該月に1回に限り算定できる ※各年度1回を限度	
	情報提供療養費3	150円	300円	450円	保険医療機関等に入院または入所するにあたり文書での情報提供を行った場合 ※月1回を限度	
加算項目 看護の内容や治療によって係る料金です		利用料金			該 当	サービス内容
負担額1割	負担額2割	負担額3割				
難病複数回訪問加算	450円	900円	1,350円	1日に2回	難病等の利用者・特別訪問看護指示書の交付を受けて1日に複数回サービスを利用した場合	
	800円	1,600円	2,400円	1日に3回以上		
特別管理加算(Ⅰ)	500円	1,000円	1,500円	特別な管理が必要な人に訪問した場合	※月1回を限度	
特別管理加算(Ⅱ)	250円	500円	750円	Ⅰ：気管カニューレ・留置カテーテルを使用している状態 Ⅱ：在宅酸素療法・人工肛門・真皮を越える褥瘡など		
専門管理加算	250円	500円	750円	特定行為研修を修了した看護師計画的な管理を行った場合。 （気管カニューレの交換・胃瘻・腸瘻カテーテルの交換又は胃瘻ボタンの交換・膀胱瘻カテーテルの交換・褥瘡、または創傷の治療における壊死組織の除去・創傷に対する陰圧閉鎖療法）	※月1回を限度	
遠隔死亡診断補助加算	150円	300円	450円	主治医の指示に基づき、情報通信機器を用いて死亡診断の補助を行った場合		
夜間・早朝訪問看護加算	210円	420円	630円	早朝6:00～8:00・夜間18:00～22:00時の訪問		

深夜訪問看護加算	420円	840円	1,260円	深夜22:00～6:00の訪問
ターミナルケア療養費Ⅰ	2,500円	5,000円	7,500円	終末期の看護支援を行った場合
長時間訪問看護加算 ※1	520円	1,040円	1,560円	厚生労働大臣が定める長時間の訪問を要する利用者に対し長時間(90分)の訪問看護を行った場合 ※週1回を限度 ※15歳未満の超重症児又は準超重症児、若しくは15歳未満の小児であって特別な管理を必要とする者は 週3回を限度
複数名訪問看護 加算※2	450円	900円	1,350円	看護師等との同行 (週1回を限度)
	300円	600円	900円	1日に1回の場合 (週3回を限度)
	600円	1,200円	1,800円	看護師等又は看護補助者との同行 1日に2回
	1,000円	2,000円	3,000円	1日に3回 別に厚生労働大臣が定める場合に限る
乳幼児加算	130円	260円	390円	6歳未満の乳幼児
	180円	360円	540円	6歳未満の厚生労働大臣が定める者に該当する場合
緊急訪問看護加算(イ) 月14日目まで	265円	530円	795円	利用者(家族)の求めに応じて主治医の指示により緊急に訪問した場合にいずれかを算定する
緊急訪問看護加算(ロ) 月15日目以降	200円	400円	600円	
退院時共同指導加算	800円	1,600円	2,400円	入院(所)中に主治医等と共同して在宅での療養上の指導しその内容を提供した場合 ※ビデオ通話等を含む
退院支援指導加算	600円	1,200円	1,800円	※1に対し退院日に在宅での療養上の必要な指導を行った場合
	840円	1,680円	2,520円	※1に対し90分を超えるまたは指導時間の合計が90分を超える長時間にわたる療養上必要な指導を行った場合
看護・介護職員 連携強化加算	250円	500円	750円	喀痰吸引等を実施する介護職員等に対し医師の指示の下、支援・連携をした場合
訪問看護基本療養費Ⅲ	850円	1,700円	2,550円	外泊時の訪問看護
在宅患者連携指導加算	300円	600円	900円	医療関係職種間で月2回以上情報交換を行い利用者または家族に指導を行った場合
在宅患者緊急時等 カンファレンス加算	200円	400円	600円	利用者の状態の急変、診療方針の変更等に、関係職種が一堂に会しカンファレンス、指導を行った場合
自 費	交通費	片道 km × 50円 計 円/回(税込み)		
	エンゼルケア料	死後の処置を行った場合に 22,000円(税込み)		

※ 合計金額に10円未満の端数がある場合、法令により四捨五入となります。

- ※1 ①15歳未満の超又は準超重症児 ②特別訪問看護指示書に係る訪問看護を受けている方 ③特別な管理を必要とする方
- ※2 ①厚生労働大臣が定める疾病等に該当する方 ②特別な管理を必要とする方 ③特別訪問看護指示書が発行された方
④暴力行為・著しい迷惑行為・器物破損行為等が認められる方 ⑤身体的理由により一人の看護師による訪問看護が困難と認められる方 ⑥①～④のいずれかに準ずると認められる方